



**労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき
厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基
準の一部改正等について（報告）
（化学物質による健康障害防止のための濃度の基準関係）**

第177回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

化学物質規制における濃度の基準に関する規定

化学物質規制においては、濃度基準値について、次のとおり労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に規定している。

- ◆ 事業者は、リスクアセスメント対象物※のうち、厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない

※ リスクアセスメントの実施を義務付けられている労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2第1項に規定する通知対象物

【参照条文】

- 安衛則第577条の2（令和6年4月1日施行）
 - 2 事業者は、リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。）を行う屋内作業場においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準以下としなければならない。

令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書 (濃度基準値等の検討)

1 検討会の趣旨（概要）

事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したことを踏まえ、この制度を円滑に運用するために、学識経験者からなる検討会を開催し、2に掲げる事項を検討するもの。

2 検討事項

- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質のばく露の濃度の基準及びその測定方法
- 労働者への健康障害リスクが高いと認められる化学物質の特定並びにそれら物質の作業環境中の濃度の測定及び評価の基準
- 労働者に健康障害を生ずるおそれのある化学物質に係るばく露防止措置
- その他

3 報告書

今般、本検討会は、2に掲げる検討事項のうち、次に掲げる事項について、報告書としてとりまとめた（令和 7 年 3 月 18 日公表）。

- 対象物質ごとの濃度基準値・測定方法について
- 危険有害性情報の通知関係について

4 検討会の参集者

(全般に関する事項)	
大前 和幸	慶應義塾大学 名誉教授
尾崎 智	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事 環境安全 レスポンシブル・ケア推進 管掌（～令和 5 年度第 9 回）
小野 真理子	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター センター長代理
佐藤 恭二	建設労務安全研究会 副理事長 飛鳥建設株式会社 安全環境部 担当部長（令和 6 年度第 1 回～）
城内 博	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学 医学部予防医学教室 主任教授
鷹屋 光俊	独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 所長
武林 亨	慶應義塾大学 医学部 衛生学 公衆衛生学教室 教授
西村 杉雄	一般社団法人 日本化学工業協会 化学品管理部 部長（令和 6 年度第 1 回～）
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
宮内 博幸	産業医科大学 産業保健学部 作業環境計測制御学講座 教授
宮本 俊明	日本製鉄株式会社 東日本製鉄所 統括産業医
最川 隆由	一般社団法人 全国建設業協会 労働委員会 労働問題専門委員 西松建設株式会社 安全環境本部安全部担当部長（～令和 5 年度第 9 回）
森 浩二	一般社団法人 日本印刷産業連合会 環境安全部 部長（令和 6 年度第 1 回～）
(毒性に関する事項)	
上野 晋	産業医科大学 産業生態科学研究所 職業性中毒学研究室 教授
川本 俊弘	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター所長
宮川 宗之	帝京大学 医療技術学部 スポーツ医療学科 非常勤講師
(ばく露防止対策に関する事項)	
津田 洋子	帝京大学大学院 公衆衛生学研究科 講師
保利 一	産業医科大学 名誉教授
山室 堅治	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター 上席専門役

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）①

1. 改正の趣旨

安衛則第577条の2第2項に規定されている**厚生労働大臣が定める濃度の基準**（以下「**濃度基準値**」という。）は、「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和5年厚生労働省告示第177号。以下「**濃度基準告示**」という。）で定められており、現在**179物質について濃度基準値が定められている**。

今般、「令和6年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書」（令和7年3月18日公表）を踏まえ、**新たに78物質について、濃度基準値を定める**等の所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）新たに78物質について、濃度基準告示別表の左欄に物の種類を掲げると共に、当該物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に濃度基準値を定める。
- （2）告示に規定する別表の酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に酢酸－セカンダリーブチルを追加する。

3. 告示日等

告示日：令和7年9月下旬（予定）

適用期日：令和8年10月1日

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）②

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
アクリル酸 2－エチルヘキシル	2 ppm	－
アクリル酸 2－ヒドロキシプロピル	0.5ppm	－
2－アミノ－2－メチル－1－プロパノール	1 ppm	－
イソオクタノール	50ppm	－
4, 4'－イソプロピリデンジフェノール（別名ビスフェノール A）	2 mg/m ³	－
N－イソプロピルアミノホスホン酸 O－エチル－O－（3－メチル－4－メチルチオフェニル）（別名フェナミホス）	0.05mg/m ³	－
N－イソプロピル－N'－フェニル－パラ－フェニレンジアミン	10mg/m ³	－
O－エチル－S－フェニル＝エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	0.1mg/m ³	－
1－エトキシ－2－プロパノール	60ppm	－
3－エトキシプロパン酸エチル	100ppm	－

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
1, 2－エポキシ－3－イソプロポキシプロパン	1 ppm	－
塩化シアン	－	0.3ppm
オルト－セカンダリ－ブチルフェノール	20mg/m ³	－
過酢酸	－	0.5ppm
ぎ酸	5 ppm	－
ぎ酸エチル	－	100ppm
2－クロロ－1, 3－ブタジエン	1 ppm	－
酢酸 1－エトキシ－2－プロピル	20ppm	－
酢酸ベンジル	10ppm	－
酢酸 1－メトキシ－2－プロピル	50ppm	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）③

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
ジイソブチルケトン	15ppm	－
ジエチレングリコール	10ppm	－
シクロヘキセン	20ppm	－
ジクロロベンゼン（メタ－ジクロロベンゼンに限る。）	2 ppm	－
ジシアン	5 ppm	－
ジチオりん酸O－エチル－O－（4－メチルチオフェニル）－S－ノルマル－プロピル（別名スルプロホス）	0.1mg/m ³	－
ジチオりん酸O，O－ジエチル－S－エチルチオメチル（別名ホレート）	0.05mg/m ³	－
ジチオりん酸O，O－ジエチル－S－（ターシャリーブチルチオメチル）（別名テルブホス）	0.01mg/m ³	－
ジメチル－パラ－ニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）	0.02mg/m ³	－
臭化水素	－	1 ppm

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
4－ターシャリーブチルフェノール	0.5mg/m ³	－
チオりん酸O，O－ジエチル－O－（3，5，6－トリクロロ－2－ピリジル）（別名クロルピリホス）	0.05mg/m ³	－
チオりん酸O，O－ジメチル－O－（2，4，5－トリクロロフェニル）（別名ロンネル）	5 mg/m ³	－
1，2，3，4－テトラヒドロナフタレン	2 ppm	－
トリクロロフルオロメタン（別名CFC－11）	－	1000ppm
1，2，4－トリクロロベンゼン	0.5ppm	－
N－（トリクロロメチルチオ）－1，2，3，6－テトラヒドロフタルイミド（別名キャプタン）	5 mg/m ³	－
トルイジン（パラ－トルイジン及びメタ－トルイジンに限る。）	4 mg/m ³	－
ニコチン	0.5mg/m ³	－
ニトリロ三酢酸	3 mg/m ³	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）④

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値	物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
乳酸ノルマルーブチル	10mg/m ³	－	ブチルベンゼン（ノルマルーブチルベンゼンに限る。）	10ppm	－
パラ－メトキシフェノール	10mg/m ³	－	^{ぶつ} 弗化スルフリル	1 ppm	－
ビス（２－クロロエチル）エーテル	0.5ppm	－	弗素及びその水溶性無機化合物（弗化亜鉛及び弗化カリウムに限る。）	弗素として 2.5mg/m ³	－
ビス（ジチオリン酸）S，S′－メチレン－O，O，O′，O′－テトラエチル（別名エチオン）	0.05mg/m ³	－	プロパン	1000ppm	－
ピレトラム	2 mg/m ³	－	プロピオンアルデヒド	20ppm	－
２－フェノキシエタノール	1 mg/m ³	－	プロピルアルコール（ノルマループロピルアルコールに限る。）	300ppm	－
フタル酸ジメチル	5 mg/m ³	－	２－プロピン－１－オール	1 ppm	－
フタル酸ノルマルーブチル＝ベンジル	20mg/m ³	－	２－ブロモ－２－クロロ－１，１，１－トリフルオロエタン（別名ハロタン）	0.1ppm	－
２，３－ブタンジオン（別名ジアセチル）	0.01ppm	－	ブロモクロロメタン	100ppm	－
ブタン（ノルマルーブタンに限る。）	500ppm	－	ヘキサクロロシクロペンタジエン	0.005ppm	－

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部改正（告示事項・別表）⑤

物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値	物の種類	八 時 間 濃度基準値	短 時 間 濃度基準値
ヘキサクロロヘキサヒドロメタ ノベンゾジオキサチエピンオキ サイド（別名ベンゾエピン）	0.1mg/m ³	－	2－メチル－2－ブタノール	10ppm	－
ヘキサヒドロ－1, 3, 5－トリ ニトロ－1, 3, 5－トリア ジン（別名シクロナイト）	0.5mg/m ³	－	2－メチルブタン－1－オール	10ppm	－
ヘキサン（2－メチルペンタン に限る。）	200ppm	－	S－メチル－N－（メチルカル バモイルオキシ）チオアセチミ デート（別名メソミル）	0.05mg/m ³	－
ペンタクロロエタン	2 ppm	－	1, 1'－メチレンビス（イソシ アナトベンゼン）（メチレンビ ス(4, 1－フェニレン)＝ジイ ソシアネートに限る。）	0.05mg/m ³	－
1－ペンタナール	30ppm	－	1－メトキシ－2－（2－メト キシエトキシ）エタン	1 ppm	－
1－ペンタノール	100ppm	－	モリブデン及びその化合物（三 酸化モリブデン、モリブデン酸 アンモニウム、モリブデン酸ナ トリウム及びリンモリブデン酸 に限る。）	モリブデンとし て0.5mg/m ³	－
ホルムアミド	5 ppm	－	りん酸ジメチル＝（E）－1－ （N－メチルカルバモイル）－ 1－プロペン－2－イル（別名 モノクロトホス）	0.05mg/m ³	－
N－メチルカルバミン酸2, 3 －ジヒドロ－2, 2－ジメチル －7－ベンゾ〔b〕フラニル （別名カルボフラン）	0.05mg/m ³	－	ロテノン	0.3mg/m ³	－
メチルナフタレン	0.3mg/m ³	－	備考 1 この表の中欄及び右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。		
N－メチル－2－ピロリドン	1 ppm	－			

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部改正

1. 改正の趣旨

- 安衛則第577条の2第2項に規定されている濃度基準値の適用等については、法第28条第1項に基づき「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」（以下「技術上の指針」という。）で定めており、濃度基準値が設定されている物質等の測定方法を定めている。新たに濃度基準値が設定された物質（78物質）のうちメタ-ジクロロベンゼンを除く77物質について測定方法を追加する。メタ-ジクロロベンゼンは、すでに測定方法が定められているジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）と同様の測定方法であるため、ジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）に追加する。また、酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に酢酸-セカンダリーブチルを追加する。
- 発がん性が明確な物質については、技術上の指針において濃度基準値は設定できないこと及び当該物質については労働者のばく露を最小限にしなければならないことを定めており、発がん性が明確なため濃度基準値が設定できない物質についても測定方法を定めている。新たに発がん性が明確なため濃度基準値が設定できないとされた2物質についても測定方法を追加する。

2. 改正の概要

- （1）新たに濃度基準値が設定された物質（78物質）のうちメタ-ジクロロベンゼンを除く77物質及び発がん性が明確であるため濃度基準値が設定できないとされた2物質（2-ニトロプロパン及びブromoエチレン）について、別表1に当該物質の測定方法を追加する。
- （2）別表1中、酢酸ブチル（酢酸ターシャリーブチルに限る。）に酢酸-セカンダリーブチルを、ジクロロベンゼン（パラ-ジクロロベンゼンに限る。）にメタ-ジクロロベンゼンを追加する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. 公示日等

- （1）公示日：令和7年9月下旬（予定）
- （2）適用期日：令和8年10月1日